

安城市工事等施行に関する事務取扱要領

昭和56年4月施行	昭和59年4月改正
平成5年4月改正	平成9年4月改正
平成12年4月改正	平成12年10月改正
平成13年4月改正	平成14年4月改正
平成15年10月改正	平成16年4月改正
平成19年4月改正	平成20年10月改正
平成20年11月改正	平成21年1月改正
平成26年4月改正	平成30年4月改正
平成31年4月改正	令和元年5月改正
令和2年4月改正	令和3年4月改正
令和3年10月改正	令和5年1月改正
令和5年10月改正	令和6年1月改正
令和6年3月改正	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、安市の発注する工事等の施行に関する事務の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 請負工事をいう。
- (2) 業務 測量、調査、補償、計画、設計及び監理業務をいう。
- (3) 一般委託 草刈、清掃、浚渫、樹木管理及び保守点検業務をいう。
- (4) 工事等 工事、業務及び一般委託をいう。
- (5) 契約担当者 安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号。以下「契約規則」という。）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (6) 契約者 契約規則第2条第2号に規定する契約者をいう。
- (7) 工事担当部長 工事担当部の長をいう。
- (8) 工事担当課長 工事担当課の長をいう。

(工事等の施行依頼)

第3条 工事等の施行を依頼しようとする部の長は、工事設計施行依頼書（様式第1）に必要な説明資料を添えて、工事担当部長に提出するものとする。

第2章 設計書の作成

(設計書の作成)

第4条 工事担当課長は、工事等を施行しようとするときは、工事等の設計書を作成するものとする。

2 工事担当課長は、工事等の内容を変更しようとするときは、安城市設計変更事務取扱要領（平成20年10月1日施行）に基づき工事等の変更設計書を作成するものとする。

(工事等の執行伺)

第5条 工事担当課長は、工事等の設計書又は変更設計書を作成したときは、安城市決裁規程（昭和58年安城市訓令第2号）に基づき、設計書は執行伺書により、変更設計書は変更執行伺書により、決裁を受けるものとする。

第3章 工事等の施行

(監督員の任命)

第6条 契約担当者は、工事等ごとに、契約締結後速やかに監督員を任命するものとする。

ただし、契約担当者が監督員を置く必要がないと認めるときは、監督員を任命しないことができる。

2 前項の規定による任命は、監督員任命書（様式第2）を交付することにより行うものとする。ただし、契約金額が130万円以下の工事等については、監督員任命書の交付を省略することができる。

（監督の方法）

第7条 工事の監督員は、工事監督要領（昭和56年4月1日施行）に基づいて監督を行うものとする。

第8条 削除

（工程表）

第9条 契約者は、必要に応じて工程表を作成し、契約担当者に提出するものとする。

（施工計画書及び業務計画書）

第10条 契約者は、工事等に着手する前に、必要に応じて工事等の施工計画書又は業務計画書（以下施工計画書等という）を監督員に提出するものとする。

2 契約者は、施工計画書等の内容に重大な変更が生じた場合には、その都度当該工事（業務）に着手する前に変更する事項について変更施工計画書等を監督員に提出するものとする。

（現場代理人、主任技術者等）

第11条 契約者は、契約締結後5日以内に、現場代理人等通知書（業務にあっては管理技術者等通知書）（様式第6）及び経歴書（様式第7）を契約担当者に提出するものとする。

2 工事における現場代理人の常駐義務の緩和については、「現場代理人の常駐義務の緩和について」（令和5年12月11日付け5契検第20号安城市長通知）によるものとする。なお、上記取扱いにより契約者が現場代理人を兼務させようとする場合には、現場代理人兼務届に工程表を添付し、新たに契約する工事の監督員を通じて契約担当者に提出するものとする。

現場代理人兼務届を受理した契約担当者は、既契約工事の監督員に現場代理人兼務届の写しを送付するものとする。

（契約者の請求による契約期間の延長）

第12条 契約者は、次のいずれかの状況に該当するときは、契約期間の延長を契約担当者に請求することができる。この場合において、契約者は、契約期間延長願（契約規則様式第6）を契約担当者に提出するものとする。

（1）長雨、積雪、凍結等による作業不能

（2）災害による手戻り、作業不能及び材料搬入困難

（3）用地買収の遅れ、家屋移転の遅れ、用地境界の確認の遅れ、関連する他の工事等の遅れ

（4）工事等の一時中止

（5）工事等の量の増加

（6）その他やむを得ないと認められる状況

2 契約担当者は、前項の規定により契約期間延長願を受理した場合は、契約期間延長協議書（様式第8）により、契約者と協議し、その協議が整ったときは、変更契約書又は変更請書により変更契約を締結するものとする。

（契約内容の変更）

第13条 契約担当者は、契約の内容を変更しようとするときは、契約変更協議書（様式第9及び様式第10）により契約者と協議し、その協議が整ったときは、決議書により

決裁（契約金額の増減を伴う変更に限る。）を受け、変更契約書又は変更請書により変更契約を締結するものとする。

（履行遅延による違約金）

第14条 履行遅延による違約金は、契約規則第35条の規定により行うものとする。

（未履行部分相当額）

第15条 契約規則第35条に規定する未履行部分相当額とは、契約金額から期間延長前の履行期日において検査した出来形に相当する額を差し引いた額とする。

（工事の下請負）

第16条 契約者は、請け負った工事の一部を下請負させようとするときは、発注者が特に必要がないと認めた場合を除き、あらかじめ工事下請負届（様式第11）を契約担当者に提出するものとする。

- 2 契約者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 契約者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

（業務及び一般委託の再委託）

第17条 契約者は、請け負った業務及び一般委託の一部（軽微な部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、業務再委託承諾申出書（様式第12）に業務再委託先一覧（様式第13）を添えて契約担当者に提出するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定により業務再委託承諾申出書を受理したときは、その結果を業務再委託承諾（非承諾）書（様式第14）により契約者に通知するものとする。

（工事等の一時中止）

第18条 契約担当者は、必要があると認めるときは、工事等中止決定通知書（様式第16）により契約者に通知し、工事の全部又は一部の施工又は実施を中止するものとする。

- 2 前項により工事を中止した場合において、国土交通省の定める工事一時中止に係るガイドラインを準用するものとする。

（契約の解除）

第19条 契約担当者は、契約を解除しようとするときは、契約解除通知書（様式第17）により契約者に通知するものとする。

- 2 契約担当者は、契約解除に伴う清算をしようとするときは、出来形検査を行い、清算額を確定し、契約解除清算通知書（様式第18）により契約者に通知するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第20条 契約者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、契約担当者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の承諾については、工事譲渡（承継）承諾申請書兼承諾（不承諾）通知書（様式第19）により行うものとする。

（部分使用）

第21条 契約担当者は、工事等目的物の引渡し前において、出来形部分の一部又は全部を使用しようとするときは、部分使用協議書兼同意書（様式第20）により、契約者と協議を行い、同意を得るものとする。

- 2 前項において、契約者の同意を得られたときは、出来形の確認を行い、部分使用通知書（様式第21）により契約者に通知するものとする。

（部分引渡し）

第22条 契約担当者は、工事等の完成前に、工事等目的物の一部完了部分の引渡しを受けようとするときは、次のとおり事務を行うものとする。

- (1) 部分引渡協議書兼承諾書（様式第22）により契約者と協議し、承諾を得ること。
 - (2) 前号の承諾書を徴収した後の事務手続は、全部完了における手續を準用し、関係書類には一部完了である旨を明記すること。
 - (3) 出来形調書（様式第15）を作成し、一部完了部分に相応する契約代金の額を契約者に通知すること。
- 2 契約担当者は、部分引渡しを受ける場合は、あらかじめその旨を仕様書に明示しなければならない。

(損害賠償)

第23条 工事担当課長は、工事等の一時中止、契約の解除、部分使用等の理由により、契約者から損害賠償の請求があったときは、意見を付して契約担当者に報告し、その指示を受けるものとする。

(事故報告)

第24条 契約者は、工事等の施行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に報告するとともに、事故等発生報告書（様式第23）を契約担当者に提出するものとする。

第4章 工事等の完了

(工事等の完了届等)

第25条 契約者は、工事等が完了したときは、完了届（契約規則様式第9）を、修補補正が完了したときは、修補補正完了届（工事等検査要領様式第8）を契約担当者に提出するものとする。

(工事等の検査)

第26条 工事等の検査は、工事等検査要領（昭和59年4月1日施行）により行うものとする。

第5章 契約代金の支払

(前払金及び中間前払)

第27条 契約者は、前払金を請求するときは、前払金請求書（様式第24）、保証事業会社の保証証書及び口座振替支払申出書兼振替済通知書を契約担当者に提出するものとする。

- 2 契約者は、中間前払金を請求しようとするときは、中間前払金認定請求書（様式第28）に実施工程表を添付し、契約担当者に提出するものとする。
- 3 契約担当者は、前項による請求に基づき中間前払認定調書（様式第29）を作成し、契約者に交付するものとする。
- 4 契約者は、前払請求書に保証事業会社の中間前払金保証証書及び口座振替支払申出書兼振替済通知書を添付し、契約担当者に提出するものとする。
- 5 契約担当者は、第1項又は前項の前払金請求書を受理したときは、その日から25日以内に前払金又は中間前払金を契約者に支払うものとする。

(部分払)

第28条 契約者は、部分払を受けようとするときは、出来形検査願（様式第25）を契約担当者に提出するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の出来形検査願を受理したときは、14日以内に出来形検査を行い、出来形調書を作成し、契約代金相応額を契約者に通知するものとする。
- 3 契約者は、部分払金を請求するときは、請求書（様式第26又は様式第26の2）を契約担当者に提出するものとする。
- 4 契約担当者は、前項の請求書を受理したときは、その日から25日以内に部分払金を契約者に支払うものとする。

5 契約者は、部分払の対象とするものが、その性質上、火災保険契約等の目的物である場合は、火災保険契約書預入書（様式第27）に火災保険契約等の証書を添付し、契約担当者に提出しなければならない。

（代価の支払）

第29条 契約者は、契約代金を請求するときは、請求書を契約担当者に提出するものとする。

2 契約担当者は、前項の請求書を受理したときは、その日から40日（測量、調査、設計及び監理に係る請求にあっては、30日）以内に契約代金を契約者に支払うものとする。

第6章 雜則

（委任）

第30条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。